

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 フリガナ カブシキガイシャモリモトハイカンコウギョウシャ
 氏名又は名称 株式会社森本配管工業社

住所 奈良県大和高田市中三倉堂2丁目9番35号

代表者氏名 ダイヒヨウトリシマリヤク モリモト ケンジ
 代表取締役 森本 憲司

電話番号 0745-22-1766

FAX番号 0745-52-7378

メールアドレス morimotohaikankogyo@yahoo.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 13 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	✓
6	桜井市 水道事業管理者	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者	✓	27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称 株式会社森本配管工業社

住 所 奈良県大和高田市中三倉堂2丁目9番35号

代表者氏名 代表取締役 森本 憲司



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
氏 フ リ ガ ナ 名	氏 フ リ ガ ナ 名
代表取締役 モリモト ケンジ 森本 憲司	
取締役 モリモト ミサコ 森本 美紗子	
取締役 モリモト カズノリ 森本 和憲	
監査役 モリモト チサト 森本 千里	
事業の範囲	給排水・衛生設備工事・上下水道工事・冷暖房空調設備工事 給湯設備工事その他一般管工事の設計・施工・管理及びメンテナンス業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社森本配管工業社
上記事業所の所在地	郵便番号 〒635-0045 住所 奈良県大和高田市中三倉堂2丁目9番35号 電話番号 0745-22-1766 FAX番号 0745-52-7378 メールアドレス morimotohaikankogyo@yahoo.co.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
森本 憲司	第43728号
森本 和憲	第269975号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A4列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機械器具調書

平成 年 月 日 現在

種別	名称	型式、性能	数量	備考
管の切断の機械器具	金切りのこ コードレスセイバーソー	固定フレーム型 GSA 10.8V-LI	2 1	
	塩ビカッター 塩ビカッター	VC-42 VC-20	2 2	
	スーパーソー（鉄菅・ビニール兼用）	替え刃型	4	
	ベビーサンダー	120mm用	1	
	ベビーサンダー	100mm用	1	
管の加工用の機械器具	パイプねじ切りき パイプねじ切りき パイプねじ切りき やすり	NA-20AIII NA-80N NA-100N 300平型判丸型	1 1 1 2	
管の接合用の機械器具	トーチランプ パイプレンチ モンキーレンチ・スパンナ	ガスボンベ式 13m～100m	2 各種 各種	
水圧テストポンプ	手動テスト 電動式テスト	T-50KP KY-20A	2 2	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社森本配管工業社

住 所 奈良県大和高田市中三倉堂2丁目9番35号

代表者 氏名 代表取締役 森本 憲司



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県大和高田市中三倉堂二丁目9番35号
株式会社森本配管工業社

会社法人等番号	1500-01-022067
商 号	株式会社森本配管工業社
本 店	奈良県大和高田市中三倉堂二丁目9番35号
公告をする方法	官報に掲載してする。
会社成立の年月日	平成30年1月19日
目的	1. 給排水・衛生設備工事、上下水道工事、冷暖房空調設備工事、給湯設備工事その他一般管工事の設計・施工・監理並びにメンテナンス業 2. 一般土木建築工事の設計・施工並びに請負業 3. 給排水・衛生設備、冷暖房空調設備、給湯設備関係機器類の販売及びメンテナンス業 4. 産業廃棄物の収集・運搬及び処理業 5. 前各号に附帯又は関連する一切の事業
発行可能株式総数	5000株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 500株
資本金の額	金500万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。
役員に関する事項	取締役 森本憲司 取締役 森本和憲 取締役 森本美紗子 奈良県大和高田市甘田町10番21号 代表取締役 森本憲司 監査役 森本千里

奈良県大和高田市中三倉堂二丁目9番35号
株式会社森本配管工業社

	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
登記記録に関する事項	設立 平成30年 1月19日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

平成30年 2月27日
奈良地方法務局葛城支局
登記官

坂 本 公 德



認証定款

同一の情報の提供

この内容に相違ありません。

株式会社 森本配管工業社
代表取締役 森本憲司
平成30年2月27日



奈良県大和高田市大字大中98番地
(大和高田市役所東隣小川ビル内)

高田公証役場

公証人 大竹聖一

電話・大和高田(0745) 22-7166

株式会社森本配管工業社定款

平成30年1月15日 作 成

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社森本配管工業社と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 給排水・衛生設備工事、上下水道工事、冷暖房空調設備工事、給湯設備工事その他一般管工事の設計・施工・監理並びにメンテナンス業
2. 一般土木建築工事の設計・施工並びに請負業
3. 給排水・衛生設備、冷暖房空調設備、給湯設備関係機器類の販売及びメンテナンス業
4. 産業廃棄物の収集・運搬及び処理業
5. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を奈良県大和高田市に置く。

(機関構成)

第4条 当会社は、取締役会及び監査役を置く。

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

ただし、会社法第440条の計算書類の公告方法は、電子公告とする。この場合において、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告は、官報に掲載し

てする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、5000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第9条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者
に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第10条 当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）を引き受ける
者の募集において、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合に
は、その募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項の決
定は、取締役会の決議によって行う。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第11条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求す
るには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主
として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及
び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならな
い。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請

求することができる。

(質権の登録)

第12条 当会社の株式につき質権の登録、変更若しくは抹消を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。

(基準日)

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行等、吸収合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第14条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じた場合も、同様とする。

② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(招 集)

第15条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故、若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第16条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(株主総会の開催地)

第17条 株主総会は、本店の所在地又はその隣接地において開催する。ただし、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、その他の地において開催することができる。

(議 長)

第18条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第19条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席

した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第20条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第21条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第22条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、株主総会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役
(取締役の員数)

第23条 当会社の取締役は、3名以上とする。

(資 格)

第24条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。

② 前項の規定にかかわらず、議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任及び解任の方法)

第25条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席し

た当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。
- ③ 取締役の解任は、株主総会において議決権行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(取締役の任期)

第26条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第27条 取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役社長1名を選定し、必要に応じて他に代表取締役を選定することができる。

- ② 取締役会は、必要に応じてその決議によって取締役の中から専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(業務執行)

第28条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

- ② 社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役会の招集通知)

第29条 取締役会は、社長が招集し、会日の3日前までに各取締役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- ② 取締役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第30条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第31条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第32条 取締役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、取締役会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(監査役の権限の範囲)

第33条 当会社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限る。

(監査役の員数)

第34条 当会社の監査役の員数は、1名とする。

(監査役の選任及び解任の方法)

第35条 当会社の監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

② 監査役の解任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(監査役の任期)

第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終の

ものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第37条 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当)

第39条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(剰余金の配当の除斥期間)

第40条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の最低額)

第41条 当会社の設立に際して出資される財産の最低額は、金500万円とする。

(最初の事業年度)

第42条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成30年12月

31日までとする。

(発起人)

第43条 当会社の発起人の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

奈良県大和高田市甘田町10番21号

発起人 森本憲司

奈良県大和高田市甘田町10番21号

発起人 森本和憲

奈良県大和高田市甘田町10番21号

発起人 森本美紗子

(定款に定めのない事項)

第44条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社森本配管工業社設立のため、発起人森本憲司、同森本和憲及び同森本美紗子の定款作成代理人である司法書士宗田大輔は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成30年1月15日

発 起 人 奈良県大和高田市甘田町10番21号
森本憲司

発 起 人 奈良県大和高田市甘田町10番21号
森本和憲

発 起 人 奈良県大和高田市甘田町10番21号
森本美紗子

上記発起人3名の定款作成代理人

奈良県大和高田市高砂町2番1号サンライズビル4階

司法書士 宗田 大輔

電子署名者:宗田 大輔
DN:c=JP,o=日本司法書士
会議合意,cn=宗田 大輔
0.9.2342.19200300.100.1.1
=20111583902
日付:2018.01.12 12:07:15
+09'00'

同一の情報の提供

提供の日付： 2018年1月15日

公証人： 14020005 大竹聖一



所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 高田公証役場

奈良県大和高田市大字大中98番地

請求対象の登簿管理番号： 18-1402000502000102

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の認証日： 2018年1月15日

請求対象の処理公証人： 14020005 大竹聖一

所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 高田公証役場

奈良県大和高田市大字大中98番地

認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。

第四三七二八号

給水装置事業者免狀

本籍 奈良県

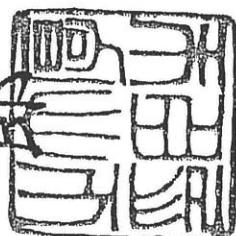
氏名 森本憲司

昭和二十年四月七日生

水道法(昭和二年法律第二百七号)の
規定により給水装置事業者
執行者免狀を交付する。

平成十年六月二十三日

厚生大臣 小泉純一郎



第二六九九七五号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

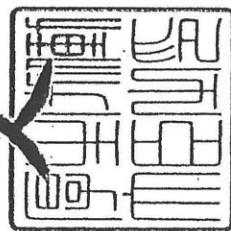
氏名 森 本 和 憲

昭和五十三年三月三日生

水道法(昭和二年法律第百七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成二十五年二月二十八日

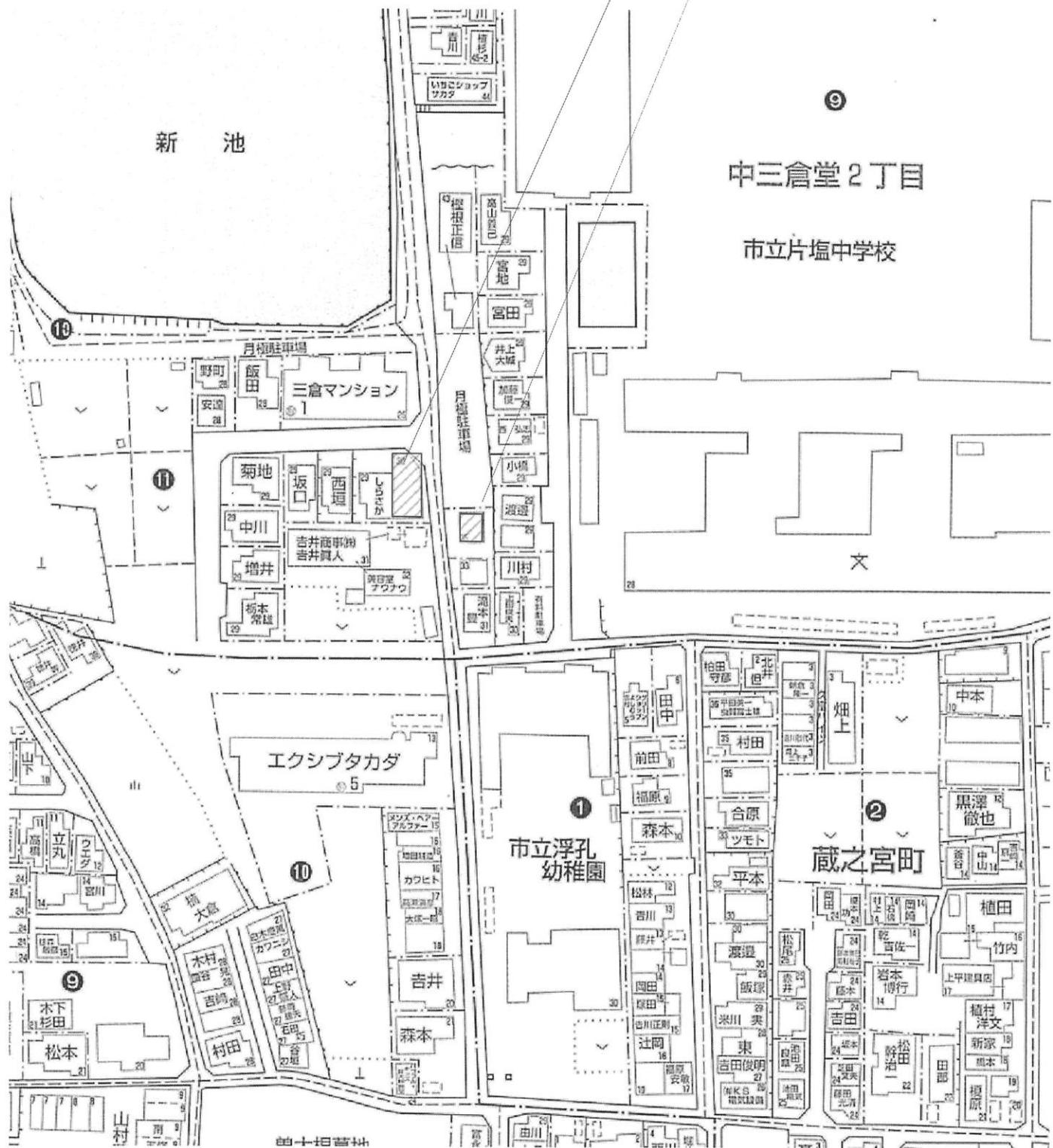
厚生労働大臣 田村 審久

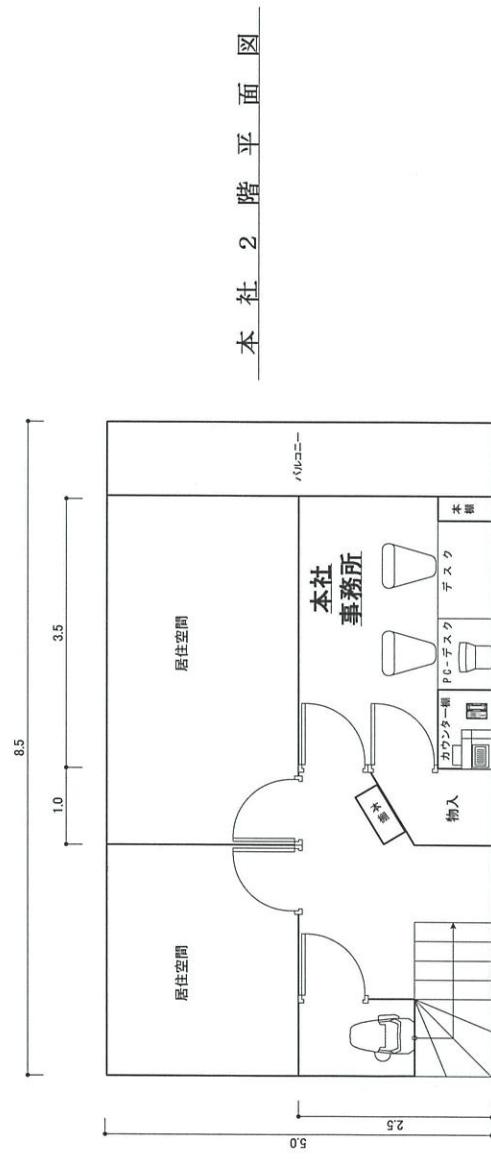
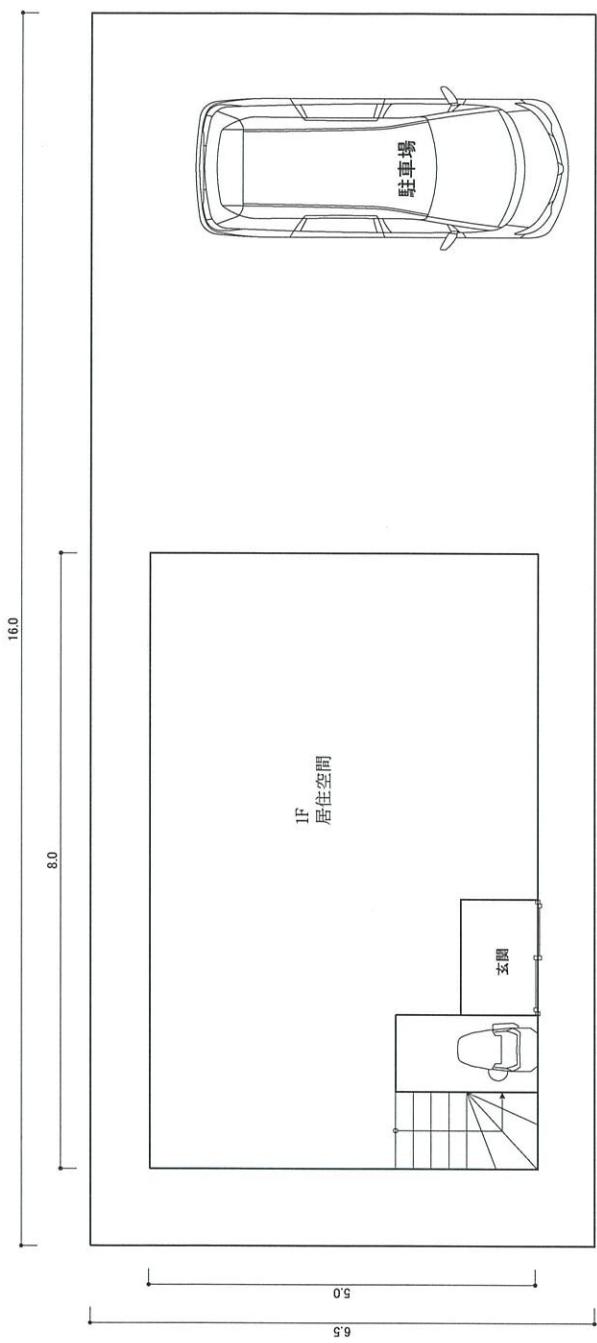


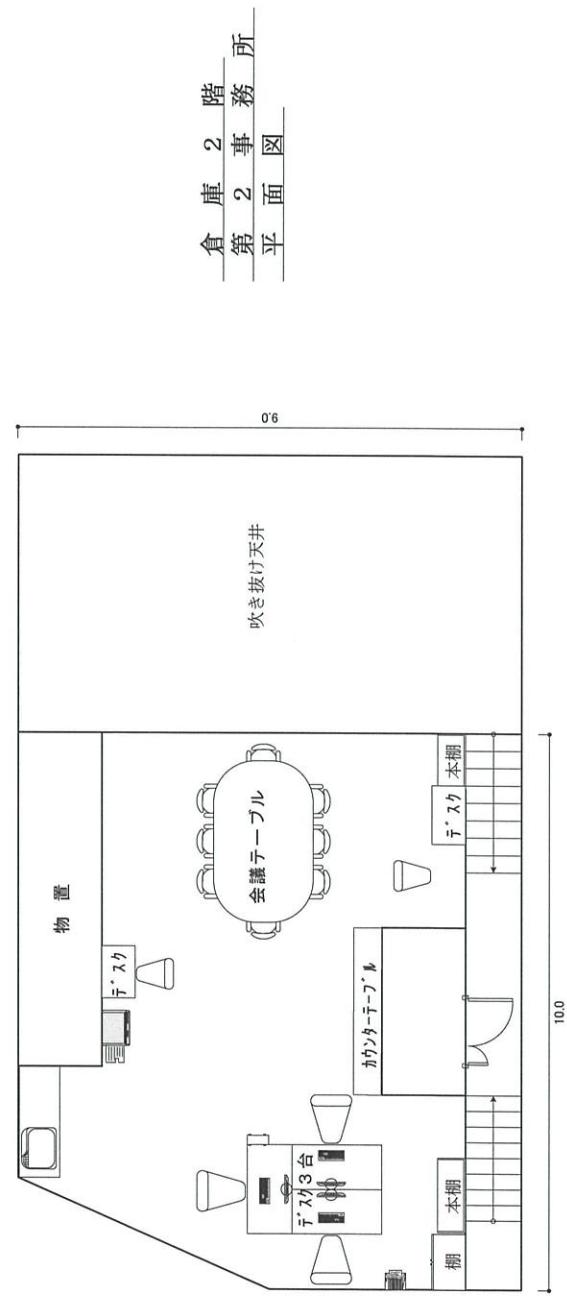
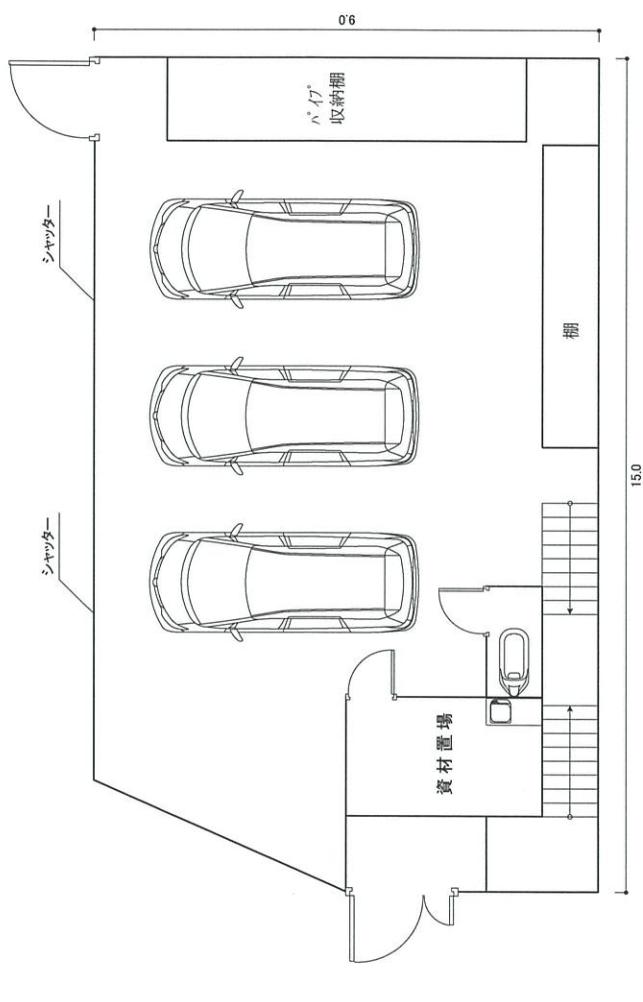
(株)森本配管工業社 倉庫・第2事務所
大和高田市中三倉堂2丁目11番30号

会社付近見取り図

(株)森本配管工業社 本社
大和高田市中三倉堂2丁目9番35号





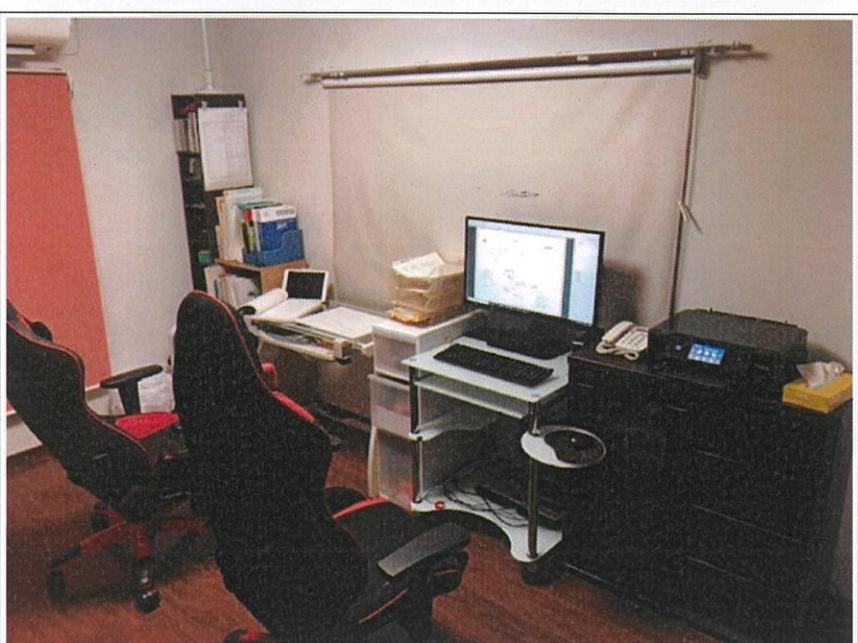




本社外観①



本社内観②



本社事務所



倉庫外観①



倉庫外観②



倉庫内観①



倉庫内観②



第2事務所①



第2事務所②

別記共通様式

受付番号 2017A0047

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 フリガナ カブシキガイシャモリモトハイカンコウギョウシャ
氏名又は名称 株式会社森本配管工業社

住所 奈良県大和高田市中三倉堂2丁目9番35号

代表者氏名 ダイヒヨウトリシマリヤク モリモト ケンジ
代表取締役 森本 憲司

電話番号 0745-22-1766

FAX番号 0745-52-7378

メールアドレス morimotohaikankogyo@yahoo.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

- この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 13 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	✓
6	桜井市 水道事業管理者	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者	✓	27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

株式会社森本配管工業社
〒635-0045

奈良県大和高田市中三倉堂2丁目9番35号

届出者 代表取締役 森本 憲司



選 任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
解 任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社森本配管工業社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
森本 憲司	第43728号	
森本 和憲	第269975号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第四三七二八号

給水装置等事業者免狀
交付

本籍 奈良県

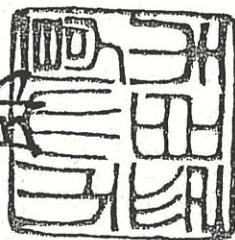
氏名 森本憲司

昭和二十年四月七日生

水道法(昭和二年法律第二百七号)の
規定により給水装置等事業者
執行者免狀を交付する。

平成十年六月二十三日

厚生大臣 小泉純一郎



第二六九九七五号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 森 本 和 憲

昭和五十三年三月三日生

水道法(昭和二年法律第百七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成二十五年二月二十八日

厚生労働大臣 国村 審

